



各 位

平成 18 年 5 月 17 日

会社名 東海リース株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚本幸司
(コード番号 9761 東証第 2 部、大証第 2 部)
問合せ先 取締役経理会計部長 西 彰一
電話番号 06-6352-0001

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社子会社を含めた事業の多様化に対応し、目的事項の追加を行うものです。(変更案第 2 条)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) 及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律」(同第 87 号、以下「整備法」といいます。) 等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものです。
 - ① 整備法により、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び関係監査人を置く旨、当社株式に係る株式を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされることから、それぞれその旨を明記するものであります。(変更案第 4 条、第 7 条、第 10 条)
 - ② 株主総会参考書類その他株主総会召集通知に添付すべき書類に記載又は表示すべき事項の全部又は一部についてインターネットの利用により株主の皆様提供できるようにするものです。(変更案第 16 条)
 - ③ 円滑に総会を運営するために、代理人の数に制限を設けるものです。(変更案第 17 条)
 - ④ 取締役会について書面又は電磁的方法による決議が可能になったことに伴い、必要が生じた場合に機動的な取締役会決議が行えるようにするものです。(変更案第 25 条)
 - ⑤ 当社の事業規模にあった取締役及び監査役の員数に変更するものです。(変更案第 19 条、第 28 条)
 - ⑥ その他、会社法の条文に合わせた用語の変更など、規定の整理を行う

ものです。

(3) 以上のほか、規定の新設及び削除に伴う章及び条の数の変更並びに定款の全般にわたる規定の構成の変更及び項数の表示その他一部字句の整備を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上

定款の変更案

(下線は変更部分を示しております)

現 状	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第 1 条 当社は、東海リース株式会社と称し、英文では、 TOKAI LEASE CO.,LTD. と表示する。	(商 号) 第 1 条 <現状どおり>
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 仮設建物の賃貸業 2. 仮設建物の製作並びに販売 3. 仮設建物の建築業 4. 仮設建物の設計、監理 5. 什器備品の賃貸業並びに販売 6. 建築機械工具の賃貸業 7. 精密機械器具の賃貸業 8. 仮設建物、什器備品、建築機械工具並びに精密機械器具の輸出入 9. 建築用石材並びに非金属鉱産物の輸出入および販売 <u>1 0. 石工事業</u> <u>1 1. 電気工事業</u> <u>1 2. 管工事業</u> <u>1 3. 電気通信工事業</u> <新 設> <新 設> <u>1 4. 前各号に附帯する一切の業務</u>	(目 的) 第 2 条 <現状どおり> 1. <現状どおり> 2. <現状どおり> 3. <現状どおり> 4. <現状どおり> 5. <現状どおり> 6. <現状どおり> 7. <現状どおり> 8. <現状どおり> 9. <現状どおり> <削 除> <削 除> <削 除> <削 除> <u>1 0. 建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の請負および設計、施工</u> <u>1 1. 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理</u> <u>1 2. 前各号に附帯する一切の業務</u>

定款の変更案

現 状	変 更 案
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 <現状どおり>
<新設>	(<u>機関の設置</u>) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役会のほか取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>
(<u>公告の方法</u>) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(<u>公告方法</u>) 第 5 条 <現状どおり>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(<u>発行する株式の総数</u>) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、8,000 万株とする。	(<u>発行可能株式総数</u>) 第 6 条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は、8,000 万株とする。
<新 設>	(<u>株券の発行</u>) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
(<u>自己株式の取得</u>) 第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	<削除>
(<u>1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) 第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u> は、1,000 株とする。 2. 当社は、 <u>1 単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u>	(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>) 第 8 条 当社の <u>単元株式数</u> は、1,000 株とする。 2. 当社は、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>
(<u>株式取扱規則</u>) 第 8 条 <u>当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の</u>	(<u>株式取扱規則</u>) 第 9 条 <u>当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株</u>

定款の変更案

現 状	変 更 案
<p>買取り、その他株式に関する手続きおよび手数料は、<u>取締役会の決議により定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>式の買取り、その他株式に関する手続きおよび手数料は、<u>取締役会の定める株式取扱規則</u>による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は<u>株式につき、名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きは、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p>
<p>(基 準 日)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>毎決算期末現在の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基 準 日)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <現状どおり></p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>(招 集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>4 月 1 日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に臨時これを招集する。</u></p>	<p>(招 集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に臨時これを招集する。</u></p>

定款の変更案

現 状	変 更 案
<p>(招集の場所)</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会は、本社の所在地または、これに隣接する地もしくは大阪府枚方市においてこれを招集する。</p>	<p>(招集の場所)</p> <p>第 13 条 <現状どおり></p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除いては取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を行使し<u>う</u>る他の株主を代理人として、議決権</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議</p>

定款の変更案

現 状	変 更 案
<p>を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに<u>委任状</u>を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに<u>代理権を証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第 16 条 株主総会の議事は、<u>その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(議事録) 第 18 条 株主総会の議事は、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数) 第 17 条 当社の取締役は、<u>3 名以上</u>とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>12 名以内</u>とする。</p>
<p>(取締役の選任) 第 18 条 <u>取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任) 第 20 条 <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <現状どおり></p>
<p>(取締役の任期) 第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 補欠または増員で選任された取締役の任期は、<u>現在取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 <u>当社に取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専</u></p>

定款の変更案

現 状	変 更 案
	<p><u>務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長は、当会社を代表する。</u></p> <p>3. <u>取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定するめることができる。</u></p> <p>4. <u>取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 20 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2. <現状どおり></p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 24 条 <現状どおり></p>
<新設>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 <u>当会社は、取締役の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>

定款の変更案

現 状	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当会社が取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から<u>選任</u>する。</p> <p>2. 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>4. 取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。</p>	<p><削 除></p>
<p>(業務執行)</p> <p>第 23 条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p>	<p>(業務執行)</p> <p>第 26 条 <現状どおり></p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 27 条 <現行どおり></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第 25 条 当会社の監査役は、<u>3 名以上</u>とする。</p>	<p>(監査役の数)</p> <p>第 28 条 当会社の監査役は、<u>5 名以内</u>とする。</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 26 条 <u>監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 <u>監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を</u></p>

定款の変更案

現 状	変 更 案
	<u>もって行う。</u>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の</u>終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期</u>は、退任した監査役の任期の満了<u>す</u>べき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期</u>は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p>
<新 設>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 28 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 32 条 <現状どおり></p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 29 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 33 条 <現状どおり></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<削除>
<p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 31 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 34 条 <現行どおり></p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算

定款の変更案

現 状	変 更 案
<p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 32 条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第 33 条 <u>利益配当金は、毎決算期末現在の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録質権者に支払う。</u></p> <p><新 設></p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 36 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第 34 条 当社は取締役会の決議により、毎年 <u>9 月 30 日現在の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録質権者に対し、中間配当金(商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配をいう。以下同じ)を支払うことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新 設></p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 37 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議により市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 35 条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない場合は当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 38 条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以 上